

第十六回国会 水産委員会 會議録 第九号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 中村庸一郎君

理事 山中日露史君 理事 小高 繁郎君

塚原 俊郎君 中村 清君

濱田 幸雄君 白濱 仁吉君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

辻 文雄君 松田 鐵藏君

出席政府委員

總理府事務官 (内閣法制局第三部長) 西村健次郎君

總理府事務官 (調達庁不動産部長) 山中 一朗君

大藏政務次官 愛知 揆一君

農林技官(水産庁次長) 岡井 正男君

委員外の出席者

總理府事務官 (調達庁不動産部長) 大石 孝章君

總理府事務官 (調達庁不動産部長) 鈴木 昇君

大藏事務官 (主計官) 谷川 宏君

農林事務官(農地局管理部長) 和栗 博君

農林事務官(水産庁漁政部長) 立川 宗保君

農林技官(水産庁漁政部長) 高橋 泰彦君

總理府事務官 (調達庁不動産部長) 川口 頼好君

衆議院法制局參事(第三部長) 杉浦 保吉君

專門員 三浦 三君

專門員 徳久 三君

七月二日

霞浦及び北浦に国立淡水区水産研究機関設置の請願(塚原俊郎君紹介)(第二二九四号)

さんま漁業取締規則の一部改正に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第二二九五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の補欠選任

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣提出第四二二号)

漁業制度に関する件

公海漁業に関する件

○田口委員長 會議を開きます。

本日の政府側出席者は、調達庁山中不動産部長、大石次長、鈴木補償課長、水産庁岡井次長、立川漁政部長、高橋經理課長、農林省和栗入植課長、内閣法制局西村第三部長、衆議院法制局川口第三部長であります。

漁業制度に関する件について議事を進めます。この際松田委員より發言を求められております。これを許します。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 昨年北海道の機船底びきに対して、北海道庁より、次の機会に底びきの操業区域を相当拡大する案が、水産庁の指示に基いて参考意見として提出されたのであります。それに対して沿岸業者と底びき業者との間に意見の食い違いがあり、非常な政治問題化したのであります。ところが当

委員会においてさうなことを一々論議することは、将来行政の面にくちばしを入れることであるという観点から、私どもは遠慮をいたして、水産庁当局とよく話し合いをして一応の妥結点を見出したのであります。それは以東底びきと沿岸との操業区域その他の問題は、水産庁において可及的にこれを決定する必要もあり、また以東底びきの整理問題もあるもので、これらに対する根本策をきめなければならぬという観点から、とりあえず一年間操業させてみようということによつて、農林省指令二七、水第九四一〇の指令を出して、石狩湾の問題は一応の妥結点を見したのであります。それは「中型機船底びき網漁業取締規則(昭和九年農林省指令第二〇号)第二十一条の規定に基き、貴殿の許可にかかわる〇〇〇の操業区域及び操業期間を左記の通り制限する。昭和二十七年十一月十九日、農林大臣」として、内容はこまかくなりましてこれを省きますが、かような指令を出して、一年間の暫定として、その漁場の調査、研究をする建前とし、それがひいては基本的な以東底びきの問題を解決する一つの資料になるという観点から、これを行つたのであります。ところがその漁場というものは、沿岸と底びき業者との間の非常な摩擦のあるところであり、底びき業者が自己の禁止区域外である箇所に對して、この指令に基いてある一定の期間を操業するので、あとは沿岸に開放するという意味のものであり、こ

れによつて操業した結果が、日本の沿岸のあらゆる箇所において相剋摩擦があるものに対して、一つの違反事項もなく、まったく平穩裡にこの漁場の經營がなつたのであります。かくして本年になつたところが、早急に北海道全体の操業区域というものを対する拡大の方針を持つて調整に水産庁は乗り出したのであります。ところがその間における基本的な考え方、底びき業者を沿岸から相当遠ざけるというこの基本議論に対しては、私どもも賛成でありまして、また沿岸業者と底びき業者とがその操業区域内においても協調した線において話し合いができて、あらゆる箇所においてこれが成立の氣運になつたのであります。ひとり石狩湾の問題に對しては、水産庁は夜を徹して、今まで一週間以上も沿岸、底びき両業者と北海道庁の四者が会合いたしまして努力されておるのであります。この点は実に私どもとしてわきから見ておつても感謝にたえないものであります。昨年この程度の努力をされてあつたらば、昨年のうちに基本的な問題が全部決定するものではなかつたかと、いまさら思ひ浮べる点が多いのであります。そこで水産庁はあらゆる努力をしておるのであります。利害關係が非常に激烈なるために、双方ともに譲ることのでき得ないはめになつておるのであります。私はこの問題に對して、時間もないのであるから、この席からあまり詳しいことは遠慮いたさなければなりません。おおよそ漁業の操業区域

という問題は、今全国的に波紋を描いておるときであります。近くは先日当委員会、しかも衆議院を通過した以西底びきの中間漁区の特例法によつて、完全なる解決を見ておるのであります。あの二箇年間にわたる紛争も、かくして解決されておるのであります。水産庁においても、水産庁みずから出したあの法律の趣旨を十分御研究になり、紛争の漁場に対しては好個の例として、これを適用して紛争を解決する意思を持つてかかつておることだろうと存するのであります。いかにしてこの問題は、いまだその曙光を認め、けさほど私は承つたのであります。水産庁の苦勞は察します。しかし昨年私どもが指令によつて解決した問題は、私ども委員の中から、この問題の解決にあつて相当努力をしたものであつて、この問題の解決に對して、もし誤つた方向によつてできることでもあるならば、私どもの政治道徳の上からいつて見のがすことのでき得ない重大な問題であり、ただいたすに大衆の呼び声によつてのみ政治というものが運営されるものでないかと考えておるのであります。そこで水産庁の利害關係を調整して、初めて正しい政治というものが成り立つものであると考へておるものであります。当委員会にかくした議論をすることは私は好まないものであり、今まで遠慮しておつたものであります。一週間にわたつてもいまだ曙光を認めない、そうして業者側からの陳情を

受けて、さきに委員長に陳情した、きようは私に陳情するという話であるがために、自己の昨年とつた政治的な道徳の上から、この問題を委員会に報告し審議していただき、しこうして適當なる案を水産庁と協議されんことを委員長においてとりはからいを願いたいと存じておるのであります。以上をもちまして、私の緊急質問を終ります。

○田口委員長 ただいま松田委員からの緊急質問に對しましては、当委員会としては小委員会で一応研究する、こゝういふことにいたしまして、おさしつかえありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田口委員長 御異議ないようでありますから、さようとりはからいます。小高委員から緊急質問を要求されております。これを許すに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田口委員長 御異議がないようでございますから、小高君の緊急質問を許します。小高君。

○小高委員 事態が急でございまして、あえて緊急質問をいたさんとするものであります。私は数項目にわたつて、日本の公海漁業の發展と主權確保に關する緊急質問に對して想を整えておるのであります。きようは時間の都合上、ことに外務大臣及び外務当局が出ておりませんので、水産庁に向つてこれを質問するのはどうかと思ひますが、ただ一点急を要する問題、竹島問題のみをお尋ねしたいと思ひまして、あとは外務大臣出席の際にいたそうと思つております。

〔委員長退席、鈴木委員長代理着席〕

昨日の朝日新聞によりますると、韓国竹島に艦艇派遣という題目で、釜山二日発ロイターとして、韓国外務部スポークスマンが二日語つたところによれば、韓国政府は竹島に海軍艦艇を派遣することに決定した。韓国側の主張ではこれは最近日本側が同島で韓国の漁船及び漁民を捕えたので、これを保護するためと述べている、かように出ておるのであります。去る十八日の衆議院の本会議において、改進黨の須磨君が本問題にちよつと触れたのであります。その際岡崎外務大臣は、竹島はわが国の領土には問題ないのだと注意してあります。さきわめて簡単にこれを取扱つておるのであつて、私は非常な不満を持つておつたのでございます。そも／＼竹島問題とは、去る五月二十八日に島根県の竹島において、韓国の漁船十隻と漁民三十名が上陸し、貝類及び海藻類を漁獲しておる事實を同県の水産試験船島根丸が確認して、これがただちに水産庁に報告せられて以来、すでに一箇月余になるのであります。これに對して政府はどのような措置を講ぜられたか、この点特に水産庁の態度を伺いたしたのであります。御承知のごとく、この竹島は明治三十八年二月わが日本の領土として初めて島根県の地籍に編入せられたのであります。終戦後は駐留軍の爆撃演習地として使用され、先般解除せられて日本政府に返還されたものであります。同島における韓国民の行動は明らかに領土侵犯であり、不法入国であると私は断ぜざるを得ないのであります。しかるにもかかわらず、政府はこれに對して何ゆへ領海侵犯あるいは不法入国のかどをもつて、海上警備隊な

りもしくは保安隊なりをして、拿捕留の手段をとらしめなかつたのであるか、まことに不審にたえないのであります。現在日本の漁船が、朝鮮周辺の公海上においてさへ操業中を韓国官憲のために不法にも拿捕、拘留され、しかもまだ帰還せざる漁船は十三隻に及んでおる、こゝういふ際にたゞ／＼昨日の朝日新聞を見たのであります。水産庁は島根県のこの報告に對してどういふような行動をとり、外務省と折衝して、この新聞にあるように韓国の漁夫あるいは漁船を拘留した事實があるか、それについて韓国側がこゝういふ態度をとるとするならば、水産庁当局はいかなるお考えを持つておられるか、この点をお尋ねしたいのであります。

○岡井政府委員 ただいま御質問があらりました点でございますが、竹島は日本の領土であるという点は、過日他の省から御回答申し上げた通りでございます。まして、水産庁は特に竹島の現在の段階における利用価値からいたしまして、漁業に重点を置かれるべき筋合いのものでございまして、ゆえに、私も各省に比べて最も重大に心得ております。しかるがゆえに、外務当局へも、竹島の今後の措置については、できる限り嚴重かつ適正なる措置をとつてもらうという線で、私の方から連絡いたしております。ただいま私からその具體的な措置について、どういふふうにとつていふことを申し上げるのにはどうかと思ひますので、ただいま御質問の方からお話がございましたように、他日外務御当局から率直に御答弁をお求めいただく方がより適當でないかと思ひますが、御心配のよう

な点はまつたく同感でございますがゆえに、現在抽象的にお答えするならば、さような措置を現にとつております。従つて具體的な点は外務御当局からお聞きいただいた方がけつこうかと思ひます。

○小高委員 外務当局からでなければ答弁ができないということは、よくわかるのであります。私は水産庁当局が、いかなる態度をもつて本問題に、担当責任者という姿において乗り出しておるか、その態度を伺ひしたかつたのであります。時間都合もありまして、これ以上追究いたしません。いづれ本会議なりあるいは当委員会の席上におきまして、外務大臣出席の際に、詳細に質問いたしたいと思ひます。

○鈴木委員長代理 ただいまより日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 先般お願いいたしました外務大臣の出席が、本日よりでございますから、質問は簡単にとめますが、和栗入植課長にひとつお尋ね申します。

内灘の例の試射場に強制使用されております土地は、開拓財産として豊國土地株式會社から買上げられたものが、とられておるようでございまして、開拓財産として取上げましたこれらの土地の入植計画などはできておつたのでございましょうか、お伺ひいたします。

○和栗説明員 お答えいたします。内灘砂丘地は豊國土地の所有でございしましたが、これを開拓地にいたしますた

めに、國の方で自作農創設特別措置法に基きまして買収いたしました。現在開拓財産になつておるわけでござい

ます。

○淡谷委員 重ねてお尋ね申します。その日時等を詳細に承りたい。それがら、これはこの前の農地局長のお話では、より重要な目的によつて要求されたものとして試射場に提供したという御答弁でございましたが、あの試射場というものは、あの開拓計画をやめにするほど重要性があつたかどうか。入植課長のお考えを聞きたいと思ひます。

○和栗説明員 まことに申訳ありませんが、その時日は私たゞいま記憶いたしておりませんので、後ほどお知らせ申し上げます。

それから、前に開拓財産でございまして、それを試射場とすることについて、私の方の農地局長からお答えをいたしたようでございますが、これは國としての必要の場合にはやむを得ないという考えで、開拓財産の一部を試射場に使うというふうな考えであります。

○淡谷委員 もう少し丁寧に御答弁願ひたいのでございますが、私の伺ひましたのは、少くとも民有地であつたものを、國有として買上げるといふことには、はつきりした開拓計画があつたらうと思ふのです。はつきりし開拓計画があつて、大事な食糧増産の面に貢献するといふこととそれとれた施策が、試射場にすることとらうなことで外務省からあなたの方の方に協議の申入れがあつて、あなたの方の方からどういふことをとりきめられたのかどうか、さういふ点などについて、入植課

長としての意見を、もう少し詳しくお述べ願いたいと思います。

○和泉説明員 最初の御質問をもう一度お願いしたいと思います。
○淡谷委員 外務省からその話があったとき、アメリカの方で絶対必要だからという理由で申入れがあったのか。それに対して入植課長としては、事情がかわつて、アメリカではないので。私の質問の趣旨が少しかわつて来たかもしれないが、アメリカの要求ではなくて、国内の必要から要求された場合に、入植課長としてのお考えがかわつて来るかどうかということですか。さつきのお話では、アメリカが要求したのだといつて外務省から言つて来た。それに対して小松製作所から要求して来たのだということとは全然かわつていなくなつた。そういう新しい事実があるということがわかつたとき、開拓の必要性とにらみ合せて、一体どうされるか、これが第一の問題であります。

○和泉説明員 さような話は私は聞いておりません。
○淡谷委員 そうしますと、あれはあくまでもアメリカ側の要求として外務省が受けたものであると了解してかまわないと思いますが、その点の御意見を伺います。それから外務省からそういう申入れがあつた場合に、農林省として、また入植課長として、絶対必要のある開拓地であるならば、その旨をはつきり言つて、外務省をしてアメリカの方に断るような場合があるかないか、それともまた日米合同委員会なり、あるいは外務省の意見がきまつたときは、あなた方はそれには絶対服従をしなければならぬ義務を持つかどうか、その点を御答弁願いたいのであります。

○和泉説明員 最初の御質問をもう一度お願いしたいと思います。

○淡谷委員 外務省からその話があったとき、アメリカの方で絶対必要だからという理由で申入れがあったのか。それに対して入植課長としては、事情がかわつて、アメリカではないので。私の質問の趣旨が少しかわつて来たかもしれないが、アメリカの要求ではなくて、国内の必要から要求された場合に、入植課長としてのお考えがかわつて来るかどうかということですか。さつきのお話では、アメリカが要求したのだといつて外務省から言つて来た。それに対して小松製作所から要求して来たのだということとは全然かわつていなくなつた。そういう新しい事実があるということがわかつたとき、開拓の必要性とにらみ合せて、一体どうされるか、これが第一の問題であります。

○和泉説明員 なか／＼むずかしい御質問で、多少的がはずれた答弁をいたしましたけれども、アメリカの方から試験場に対する要求があつたことは間違ひありません。

それから第二問の開拓財産でございますが、試験場なり軍用地に提供方を外務省の方から要求がありました場合は、私どもの考え方といたしましては、根本的にはできるだけ開拓地なり農地は、演習場なり試験場にしてみたいくないという考えを持つております。しかし、状況によりますれば、非常に必要な試験場なり演習場が、どうしてもここでなければならぬというように事情があつて、しかもその場合に今度は私も開拓をやつております

方の側から見ました場合に、もう開拓者は相当入つておつて、耕地もたくさんできておる、今さらここを追つては、極めて困るというような場合には、極力反対をいたしますが、開拓財産として一応は取得はしておりますが、まだこれから開拓に着手するのだというような場合とか、いろいろその開拓地のそれ／＼の具体的な事情がございまして、その辺をよくにらみ合せて、農林省といたしましては、どうしてもやむを得ないという場合には、譲歩いたして参るという考えでやつて参つております。

○淡谷委員 入植課長の御答弁ですが、アメリカの要求であつたというところを確信されてのお話のようですが、さつきも私が言いましたように、たゞ伊関国際協力局長は、あれはアメリカではなくて、小松製作所の保安隊用の砲弾を納める必要上から、アメリカに頼んで使つてもらつておるのだという明言があるものであります。もしもそれがほんとうであるとしたら、入植課長の信じておることと違ふのです。これはだまされたのでしようか。それともアメリカの要求と国内の要求とでは開拓の重要性の比重が違ふかどうか、その点を確めたい。外務省がだますというようなことはございませうまいけれども、あるいは間違つた言ひ方で、何か開拓地を取上げるために、アメリカさんをかさに着て言つておられたかどうか、伊関局長はたびたびそういうことを明言しておりますので、これに対する入植課長のお考えを伺いたい。

○和泉説明員 今のお話は、私といたしましては初耳でございます、外務省

省の伊関局長がそういうことを言われたというふうには、ちよつと私には信ぜられないのであります。当初のいきさつからいたしまして、そういうことはなかつたわけでございますが、伊関局長の言葉の發表の仕方と申しますか、何かそこへんに間違ひがあつたのではないかと考えるのであります。

○淡谷委員 これ以上追究はいたしませんけれども、もう一言私はお聞きしたい。日時の問題にたいへん関連いたしますが、御承知の通り豊國の土地が開拓地として適当ではないという理由から返還訴訟を起しております。今伺いますと、重要な開拓地は外務省から要求があつても断るようになつておると言われますが、初めからこの開拓地はあまり重要性はなかつたが、一応買つておけといつた気持で買つておかれたのかどうか、その点の日時の方がわからなければ、買い上げてから試験場になるまでどれくらい間があつたのか、その点をお聞きしたい。

○和泉説明員 どうも日時の点につきましては、ただいまはつきりいたしませんので、これは後刻調査いたしましたし御回答申し上げます。

○淡谷委員 この開拓地を買い上げるときの法的根拠は、はつきりしておつたのですか。

○和泉説明員 法的根拠は、その当時ございました自作農創設特別措置法に基づきまして、民有地の買上げをいたしたわけでありませう。

○淡谷委員 その土地を試験場に提供する場合には、どういふ法的措置をとられたか、もう一ぺんお伺いいたします。

○和泉説明員 御承知の通り自作農創設特別措置法で買収いたしました土地は開拓財産ということになりまして、農林大臣が管理するところになるわけでございます。この開拓財産を一時試験場その他の他目的に使用するとき、農林大臣の管理権に基づきまして、一時使用をさせることができませんので、そういうふうな処理をいたしております。

○淡谷委員 ただいまのお話、もう一ぺん確かめたいのですが、一時管理という形になつておるのですか。

○和泉説明員 農林大臣の管理権に基づきまして、一時他目的に使用させることができませんので。

○淡谷委員 この間外務省の協力局の第三課長から、こうした演習地の使用は、開議決定に基いてきまるといふような話がございました。開議決定に至るまでに入植その他の関係で、十分あなた方の意思が取り入れられておると思ひますが、開議決定がございまして、絶対命令のようにあなたの方の意見は、全然通らないようになると、事情がかわつて参りますと、開議決定の変更があり得るかどうかということでありませう。

○和泉説明員 ちよつと御質問の点がよく聞きとれなかつたのですが、この問題につきましまして、私どもも外務省とよく懇談をいたして参つたのでございませう。その結果開議決定ということになつております。なお答弁に足らないところがございますれば、重ねてお尋ね願ひしたいと思います。

○淡谷委員 私のお伺ひしましたのは、開議決定の場合、その前に十分あなたの方と打合せがなくて、事情が

かわつて来ましたら、閣議決定後といえどもこれが変更できるかどうかの問題です。たとえば重要な問題といたしまして伊関局長が言つた言葉がほんとうかとか別にいたしまして、アメリカが使うという原因が、国内の必要のために使つたのだという非常に大きな原因の変化が予想されます。そういう場合には一時行つた閣議決定が変更されるようなことがあるかないか、この一点でございます。

○和泉説明員 的がはずれるかもしれませんが、現在では米軍の要求に基きましてあれを使用することに閣議決定がなつております。従いましてもしその前提がかりました場合は、当然また違つた観点から見た方針が決定されまして、あるいは違つた閣議決定がされるかどうかという問題になると思ひます。

○淡谷委員 たいへんよくわかりました。そこであの開拓地を買上げた場合には、実際入植の希望者があつたのですか。それともまたそれは将来開拓地としてつづけるという見通しがあつたかどうか、これはあの砂丘地帯をどうにかしたと思ひますが、ほんとうにこれは開拓適地であつたかどうか、これは私も見て来ておりますが、その点のつきりしたお考えを承りたい。あの程度の開拓地帯はせいぜい三、四軒ある程度で、将来たくさんお取上げになるかどうか、この点なども入植課長のはつきりした御答弁を願ひたい。重要な点は、あの買収をしたときに、実際の入植希望者があつたかどうか、これに基いた開拓計画が立つていたかどうか。

○和泉説明員 私は買収するときには

ちよつとおりませんでしたけれども、関係者からその後いろいろ話を伺つております。それによりますれば、大体入植希望というのではなしに、内灘村の人から、現在内灘村には戸数が千戸くらいあるのだけれども、耕地が二百町歩くらいしかない。ほとんど漁業をやつておられるけれども、出先の海面ではほとんど魚がとれない。だから大部分は北海道なり山口の方へ出かせぎ漁業をやつておられるのだという話がございます。出かせぎ漁業といひましても、その出かせぎの地元との関係があまりまして、非常にやりにくくなつて来た。だから地元としては何とかしてこの近所で、いわゆる農地をふやして行きたい。今まで出かせぎ漁業なり非常に貧弱な出先の漁業をやつておつたが、それではだん／＼飯が食えなくなつて来たから、何とかして漁業から農業の方へ生活を切りかえたいという、村としての非常に強い希望がございまして、そういう関係からいへば、農林省の方へも、砂丘地帯の開拓、なおでされば河北潟干拓ということにも着手してもらへるかどうかというような陳情がございまして、従いまして農林省といたしましては、その砂丘地帯を調査いたしました。この砂丘地帯ならば、そのままではなかなかいい畑にはならないけれども、これに対して客土を行ひ、またあるいは畑地灌漑のようなどなことを行なうならば、これは何とか相当の開拓地にできるといふ考えで買収をいたしましたものであるといふふうに考へております。

○淡谷委員 農林大臣の出席を求めておりますので、議長に対する質問は打切つておきます。

特別調達庁の山中部長に伺ひたいのですが、内灘村に対する五千五百万円の見舞金は、内灘村の困窮の状態で、特別な例として扱われた見舞金というふうになつてゐると思いますが、おそれるこの困窮の状態はまだわかつていないと思ひます。しかもその見舞金は詳しく損害の査定なしに払われておられるようでございますが、今度は具体的に一箇月以上の間強制使用で、村の人の大きな反対を受けながら現に使用されております。この使用されておりますあの土地を、この間ちよつとお伺ひしたのでありますが、具体的に困窮した内灘村の村民の困窮を打開するような方針、あるいはまた補償の方針がとられたかどうか、現在とられておるかどうかが、強制使用に伴う補償の問題としてお伺ひしたいのであります。

○山中政府委員 お答えいたします。ただいま淡谷委員からの御質問でございしますが、この前の五万四千戸当りの見舞金が、内灘村の困窮によるところの一つの補償と申しますか、見舞金と申しますか、そういうふうな形でやられた、こういう前提でお話いただいたおるのでございしますが、われ／＼といふ生活保障の見舞金という気持ではおられないのでございします。第二段の四箇月の使用期間の後の現在の継続使用に対してどういふ措置をとつておるか、この御質問でございしますが、私の方としては、現在見舞金のなものは、あるいはその他の補償にかわるような措置につきましては、現段階においては、何もいたしておりません。

○淡谷委員 そういたしますと、外務省が強制使用する場合、補償の問題などであつた方とお打合せがあつたかどうか、これが一点。それから特別調達庁の長官の御答弁だと、はつきり内灘村の生活困窮のために支払われた見舞金であるといふことを、参議院でもあるいはこつちの委員会でも明言しておりますが、違つた御見解のようですが、しからばあれはどういふ基準で、だれの責任で払われたか、私はもう一ぺん質問してみたいのです。長官のお考えの通りならば質問いたしまして、何か部長さん違つたようですか、その点はつきりと御答弁を願ひます。

○山中政府委員 ただいま私が申しましたこと、長官が申し上げましたことが若干食い違ひがあるようだというお話でございしますが、私の説明に少し足らぬことがあつたかも知れません。私が、私の申し上げたのは、おそらく長官も多分そういう意図だろうと思ひますが、純粋の生活困窮者に対する見舞金としてやつたのではない、こういうふうな意味において私は申し上げたのでございします。しからばその基準は何かと言われますが、私の方としては、それは、その見舞金の性質のものをあつて、特殊事例の場合に出すことが妥当であるといふ見解のもとに出したわけでございます。

〔鈴木委員長代理退席、委員長着席〕

それを出した責任者はだれかということになりますと、もちろん調達庁において出したのでございしますから、調達庁の責任と存じております。

その次の継続使用に対する補償について、外務省と何か具体的な話があつたかどうか、この御質問でございします。

が、御承知でもありましようが、もちろん駐留軍の施設提供の仕事はわれわれの方でやつておるわけでございします。しかし現在のあの段階といふものは、われ／＼といたしましては、なお日米合同委員会で作業中だろう、こういうふうな心得でおります。むしろ閣議決定があらましたから、どうしても並行的に自分らの所掌におきましては、われ／＼が仕事を進めなければならぬ面もあると思ひます。しかしそういう問題について、いろいろ具体的に外務省との話し合ひは、私の聞いておるところでは、日米合同委員会の分科作業におきまして、四月か三月の末か何かに、われ／＼の方からも係官が来まして話はあつたように聞いております。私のその当時在任いたしておりましたから十分わかりませんが、大体聞いておるものでございします。それ以外におきましては、先般国際協力局長あるいは平川農地局長でありますか、現地の方にいろいろ御相談に行かれた、あの段階は、私は日米合同委員会の作業としての段階でやりになつておるのだから、こういうふうな心得でおります。

体がさやかな漁業によつて立つてお
るといふような土地柄でありまして、
全体的に村に対して非常な不安を与
え、同時に多くの人が生業を奪われて
しまふといふような事態である、こ
ういふような建前から、これは村を救済
する意味において見舞金を出さなけれ
ばいかぬ、こゝういふふうに考へて出
した見舞金であります。こゝう確言して
おりますが、ただいま山中部長さんのお
話になりました特異なる例といふの
は、これだけのものと理解してよろし
ゆうございませうね。

○山中政府委員 さようでございま
す。

○淡谷委員 そろしきと、この間の
長官の言明によりまして、同一事例が
各地にあつた場合は、公平の原則か
ら、このような例は公平にやるとい
う言明がございましたが、特異な例がこ
れによつてきまつたとすれば、このよ
うな例があつた場合には、やはり見舞
金としてこの基準が適用されるので
す。

○山中政府委員 ただいま淡谷委員か
ら御引例になりましたが、長官の申さ
れましたように、そういう具体的な例
が同一のような状態にあつた場合は、
やはりさういふ措置をとることが妥
当だと私も考へております。

○淡谷委員 私なお質問したいことが
ございますが、外務大臣の出席をし
ば求めておられますけれども、出てお
りませんので、質問を保留いたしまし
て、きようはこれで質問を打ち切ります
が、問題は、どうしても外務省にはつ
きりした根本方針を聞かなければ解決
がつかぬ問題であると思ひますので、

この法案の成立を私は非常に希望して
おります関係上、一日も早く外務大臣
が出席されるように、特に委員長にお
いておとりはからひ願ひます。

○赤路委員 農林省の入植課長さん
にお尋ねいたしますが、法的手続の問題
です。今お話を聞きますと、これは入
植開墾でなしに、増反開墾のようであ
ります。内務村民の生活困窮打開のた
めに増反計画を立てる、その意味にお
いてこれは買収されたのだと了解いた
しますが、農地として開墾するといふ
理由によつて買収されたことは間違
ない。従つてそれが他の目的に使用さ
れているのであります。農地として買収
されたものを他に使用するという法的
根拠は、自作農創設特別措置法の第何
条に示されているかといふことが第一
点であります。

それからもう一つは、これは買収し
たのですから、当然これは農林省の所
管になり、農林大臣所管の所有地とし
てこれが開拓計画によつてそれ／＼の
村民に売り渡されるのであります。こ
れが開墾されるのであります。それが
開墾されるに代りて他に転用されて
いるといふことになりまして、これは
当然大蔵省へ一応所管がえすべき性質
のものであると思ひますが、大蔵省へ所
管がえされているかどうか。さうした手
続が踏まれているかどうか、この点を
お聞きしたい。

それからもう一つは、旧所有者の方
から返還訴訟がなされているようであ
ります。これは当然のことと私は思
うのであります。買収の目的が、農地
を造成するといふ開墾目的によつてこ
れが買収され、また旧所有者も農地に
なるといふことを前提にしてこれは承

諾なされているものであり、当時訴訟
があつたかどうかは存じませんが、お
そらく開墾するといふことによつての
旧所有者は承諾したのだと思ひま
す。それが違つた形において使用され
ているのであります。返還訴訟が起
されることはあたりまえだと私は思
うのであります。いわば欺瞞した形に
おいて買収したといふことになるか
と思ひますが、これら三点について
御見解をお伺ひしたいと思ひま
す。

○和栗説明員 お答えいたします。第
一点の、開拓財産を一時試射場使用
させるという点につきましては、自作
農創設特別措置法はその後農地調整法
と合併改正されまして、現在は現行農
地法一本になつております。農地法
の観点から見ました場合は、七十八条
に、買ひ上げた農地につきましては、
農林大臣の管理に属するといふこと
になつております。従ひまして、農林大
臣の管理権に基きまして、一時使用の
ような場合には、これは当然管理権に
基きまして使用させることができるわ
けでございまして、さういふふう
に私どもは考へております。その場合
の一時使用の点につきましては、所要手
続は、これは所管がえの問題といふ点
と、第三の旧所有者への問題といふ点
につきましてあわせて御回答申し上げ
たいと思ひますが、現在旧所有者
から返還訴訟が起きているとい
うお話でございますが、現在旧所有者
からの返還訴訟ではないのでございま
して、当初買収したときのあの砂丘地
は、あれは開拓適地ではない、あとい
うものは不適地だから、国が前の自作
農創設特別措置法に基きまして買収し

たことそれ自体が違法ではないかとい
う訴訟が起きているわけではございま
す。それは第一審におきまして国の方
が勝訴になりました。現在第二審の方
に所有者の方から控訴してあるとい
う段階になつてゐるわけでありま
す。これはさういふような状況になつて
おまして、今度問題は、その買収それ自
体が違法であるかどうかといふことが
今の訴訟の問題でございまして、さ
きの所管外云々といふ問題になつて参
ります。これは大体一時的な問題で
ございまして、調停でございませ
んか、私どもの方の下で機関でこの手
続は処理をいたしてございまして、問
題になつて参りますのは、さらにそれ
が引續いて永久に試射場になるとい
ふような場合、米軍だけの問題でござ
いませう。これはさう長くおるとい
ふふうには考へられませんが、暫定的
な問題になるわけではございませ
んが、引續いて試射場になるからな
いかといふことはわかりませんが、今
度は暫定的な問題でなくして、文字通
り永久にこれが試射場になつてしま
つて、開拓地として将来使われるとい
ふことは考へられられないといふよ
うな事態が発生をいたして参りました
場合には、開拓財産としていつまでも
農林大臣が管理しておるといふことは
無意味になつて参りますので、さうい
う場合には、大体農地法の根拠で申
すれば、八十条なら八十条の規定に
基いて処理をして行くといふような関
係になつて参ります。

○赤路委員 ただいまの御説明で大体
わかつたのであります。一時使用の
場合は、農林大臣所管であるから一時
使用せしめることができる、こゝうい
う

ことなのであります。永久にこれが返
されないのであるといふことになる
と、八十条に基いて何とか処置をしな
ければならぬといふことになるので
すが、すでにこの問題は、御承知の通り
閣議で決定いたしました。強制接収、
永久使用といふようなことが打出され
ておるようですが、さうするとこれに
対しては農林省の方へは何らの申入れ
もないといふことになるのかどうか、
これが一点です。

いま一点は、旧所有者からの訴訟
が、返還訴訟でなしに、買収に対する
異議訴訟である。従つてこれは当時果
の農地委員会に対しておそれる異議の
申立てがなされて、却下もしくは棄却
になつたものが、不服であつて訴訟し
たのだらうと思ひますが、第一審は一
応国の勝訴になつております。まだ第
二審にかかつておるといふ思ひです。こ
の最終的な裁判の判決といふものがない
のであります。最終的な裁判の判決が
なされていらない土地を使用する場合
は、さういふ形においてこれをなされ
るか。現に使用しておるのでありま
す。しかもこれは最終的な判決がない
限りにおいては、必ずしもこれが国の
ものであるといふ決定はできないのじ
やないか。もしも最終的な判決でもつ
て、農地に適しない、原告側の方の言
分が成り立つておるといふ判決を下さ
れたときは、非常に困る事態になるの
ではないかと考へます。これらに対
しては、さういふふうにお考へになつて
おるか。この二点をお聞きしておきま
す。

○和栗説明員 第一点の、外務省の方
からの永久使用といふ言葉は、これは
文字通りの永久使用ではございませ
ん

で、いわゆる米軍が駐留している間という意味でございます。米軍が駐留する期間というものはたゞいま不定でございますので、農林省といたしましては、開拓財産として取得したものはなるべく開拓財産として保留しておきたいという考えもございまして、駐留軍に提供してあるという場合には、これは外務省で言う文字通りの永久使用とは考えておりませんので、従つて七十八条的な考え方方で処理をいたしております。

第二点の、第二審に今かかつているではないかというお話でございますが、これは一応買収いたしました今日まで参つておりますので、万々そういうことはないと考えますが、もし第二審におきまして第一審の判決がくつがえるというようなことがございました場合は、そのときの事態に応じて処置をとる考えでございます。

○赤路委員 第一点は、米軍が駐留している期間は永久であるとは考えないというお答えであつたようでありますが、そうすると、米國駐留軍はいつ婦人ということを言つておるかということが問題になると思つておる。米國駐留軍は婦人というところは言つていないのであつて、もちろん期間も決定していないと私は了解しているのですが、これはどうも農林省の考え方がおかしいのではないかと私は思ひます。それから第二の方も、万々裁判が負けることはないという自信をお持ちになつておるようであります。在来こういうようなケースはあまりないと思ひますが、裁判の判決が下されないので、他に使用することができるといふような法的な根拠があるかどうか、これを

をお示し願ひたい。

○和果説委員 第一の、米駐留軍がいつまで駐留するかという問題でございますが、これは私も合同委員会でも向うと常に折衝をいたしておりますうちにございまして、向う側の言葉の端々に出て来るところから判定いたしますと、少くともそんなに長い期間ではないといふことは推察されます。この点につきましても詳細は、農林省よりむしろ外務省の方にお問合せを願ひたいと思ひます。

第二審にかかつているから、その買収した土地が使えるかどうかという法的根拠というお話でございますが、これは私も法律の方につきましても法制局の方ほど詳しくございませんで、よく調査いたしまして御答弁申し上げます。

○田口委員 小高委員君。

○小高委員 ただいま上程されていすこの法律案は、非常に含みのある、幅を持つたものと私は承知しているのでありますが、それだけにこまかい点をちよつと尋ねたいのであります。これはおそろく政令で定めることと思ひますのでありますが、そのうち、先般私の質問に対して、特別調達庁から答弁がございました海上運輸業者に関する件でございますが、この海上運輸業者には、御承知の通り何千トン、何万トンの船も、防潜網があるために時間待ちをするところの被害がございします。同時にまた、五トン未満の小運搬船も、大なる被害があるものであります。ちよつと漁業補償の場合に、八十人、九十人乗つておりますまき網等においても補償金がいくと同一ように

に、大きい船へも補償金が行くのであります。同時に一本づきのきわめて零細漁民にもこの補償金が行くようになつておるのであります。しかるとこの運輸関係におきまして、海上運輸業者がその防潜網があるために夜間航行ができなればいかに、そのために積んだ魚が腐つてしまふ、あるいはまた思わざる時間のために損失があるといふような五トン未満の船に対して、運輸省が法の定めるところに従つて、おれの方は五トン以上を取扱つておるのであつて、五トン未満は都道府県知事の管轄であるからわれ／＼はその点に對しては関知しないといふやうな問題が起きたといひましたならば、五トン以上はわかるのであります。五トン未満の扱いを粗略にされてははなはだ困るのではないかと。大小の差をあれ同一被害者でありますので、この五トン未満の被害者に対してこの法がどういふやうに適用されるか。その点をお尋ねしたいのであります。特に特別調達庁の不動態部長にお答えを願ひたい。

○山中政府委員 お答えいたします。

ただいまの小高委員の御質問でございますが、防潜網の設置によつて船舶の運輸能力が阻害された場合、その損失についてはどうするか、これについてこの事業を政令の中に入れるか入れぬかといふことにつきましては、現在各省で協議中でございます。ただいま御指摘の五トン以上は動力船として運輸省が所管している、これについては運輸省は非常に熱心になつておるが、五トン未満のものについては、都道府県知事の管理に属しているから、おれ

の方は知らぬということではへんばなるのじやないかというお話でございますが、そも／＼われ／＼といひましたまは、こゝろが船舶関係の損失は、正當に記録できるものはこれを補償すべきだ、こゝろが観念に立つて現在作業をいたしておりますが、その中を分析しますと、お話のように一万吨、二万吨の船も、二、三万吨の船における損害も同一の基準に立つて処置すべきだ、こゝろ考へるのであります。これをどういふやうに取扱つかというこのことについての最終的な結論は、各省の協議会で数回やつておりますが、まだついておりません。それだけお答えいたします。

○小高委員 各省の協議会において協議中であつて、まだ結論が出ないといふことでございしますが、往々にしてこの種の五トン未満の零細な運輸業者が除外されるおそれがあるのではないかと、こゝろで、非常に心配しております。これはいすれ基礎資料を提出することと思ひますので、この零細漁民の点について考へると同様に、この五トン未満の運輸業者に対して、これを取扱さないやうに急務措置を講ぜられたといふことを強く要望いたしておきます。

それから幸いに愛知大蔵省政務次官がお見えになつたやうでございますが、この法律が施行されるにあたりまして補償額の問題について伺ひたいのであります。甚間伝へるところによりますと、われ／＼が期待しておるものより少し少いといふやうに聞いておるものであります。大蔵省当局において、どの程度に補償金をこの法律の通過とともに出されるお考えを持つてお

られるか、その数字を伺ひたいのであります。

○愛知政府委員 この補償額の予算額につきましても、ただいま関係各省庁と協議をいたしております。大体大蔵省としての腹案はお示しをいたしております。その額は四億数千万円といふ程度に考へております。この積算の根拠につきましては、もちろん事務的に積み上げたものではございまして、相当それに対して、いろいろの観点から、財政当局として考へ得るだけの好意を持つて考へておるやうな次第でございます。

○小高委員 私どもがただいままで聞いておりました数字は、少くとも六億ないし七億といふことを聞いておつたのであります。それがただいま愛知政務次官のお話によりますと、四億数千万円です。この差を一体どうするかといふことになるのであります。この数字の考へ方でありまして、特別調達庁の考へ方である考へ方と大蔵省当局の考へ方の差が、こゝろいふやうな数字を生んでおるのじやないかと思ひます。これはあくまで完全補償といふことでありまして、普通の補助金や何かのやうに、一定額がきまつて、それを上手に割振るのは違つて、あくまでも実害は補償しなければならぬといふことで、天井がきめられておらないといふことから考へまして、私はただいまお答えになつた数字に対しては納得ができませんのであります。こゝろいふやうな食い違ひについて、もう少し詳しくお答え願ひたい。

○愛知政府委員 小高委員のおつしやることはごもつともだと思ひます。この性質が補助金等と違つていふことは

申すまでもないことでございますが、私も実はこまかい積算の方法については、あまり詳しく存じないのであります。大体これは調達庁や水産庁の方とも御相談いたしておるところであります。この程度ならば何とか行くのじやなからうかというふうに私も聞いておるのであります。なお詳細につきましては、他の方からお答えいたさせます。

○谷川説明員 たいい政務次官の御答弁になりました通りであります。その点はこの前の委員会におきまして、実際の損失額が確定いたしましたので、その確定した損失額に基づきまして、閣議決定の補償の基準に従いまして実際に補償額を決定することになつておるわけでございまして、もしその点に問題がありたいとしますならば、実際の損失が幾らかという点にあると存じます。しこうしてその損失の数字につきましては、前会も御説明申し上げました通り制限を受けず以前三年間の平均漁獲高を元にいたしまして、その年の実際の漁獲高を一方において考え、その差額が損失額である、かように考えることになつておるわけでございます。問題は平均年度の漁獲高の数字とその年の漁獲高の数字、これがどの程度になるかという点だと思ひます。これらの点につきましては、関係各省の間で、もし今出した数字に間違いがあれば、さらに検討をするということが必要であるかもしれませんが、現在のところでは、一応私どものところで考えました数字でよろしいのではないか、かように考えるわけでありませう。

○小高委員 たいい御答弁で愛知

政務次官からの趣旨はよくわかりました。これはいづれ数字をよく伺ひかけて、疑義がありますれば、またあらためてひとつ御相談したいと思つております。

それからたいい谷川主計官からの答弁中に、被害以前——防潜網を張られるとか、あるいは九十九里にしますれば、実弾射撃を始めるその前三箇年間の実績を参考に補償するということでありませうが、九十九里の場合におきましては、話がちよつとそつちへまわりますが、これはいろいろ終戦後の、油はなし、乗組員はなし、漁業関係からみますと、いわしの国遊状況が悪かつた最悪のコンディション下におけるところの基礎資料で、今日それを参考にされますと、引算で計算して行きますと何もなくなつてしまふのです。ところが鹿島灘はどうなんだ、相模灘はどうなんだ、海は一帶に続いておるのでありませう、鹿島灘まではよかつた、相模灘まではよかつたが、たまたま房総半島沖、九十九里に來たとき、これがマイナス計算でもつて、引算でもつてゼロになるとか、あるいは漁民は三億も四億も来るだろうというものが、数千円程度でとまつたということになると、現実の問題が机上の計算と相そわざるものがございます。昨日も漁民が大挙して参るなんという声もあつたのでありますが、そんなことをするなといつて押えたのであります。その漁業代表者が言うには、もしそういうような不公平な、現実に沿わない補償金が出るならば、補償金は返上して、そして演習地をすみやかに撤去してもらおう、これより手がないのだ、

こういう声さえ起つておりました。私もはいかにこれを鎮撫するかについて、非常に苦んでおるのであります。そういう事情等、過去の基礎がはたして正しきやいなやという点について、私も大なる疑点を持つておるとともに、この疑点は当然修正さるべきものと思ひますので、それらをお含みの上で補償金を出してもらいたいことを、この機会に要望いたしておきます。

○田口委員長 鈴木幸君。

○鈴木(善)委員 愛知政務次官にお尋ねしたいと思ひます。私はただ一点、さきに公布されておりますところの操業制限に関する法律並びに今回審議中の本法律案が実施されました場合の、補償関係の予算の運用の問題につきまして、お尋ねしたいと思ひます。政務次官も御承知の通り、駐留軍の被害によりましますところの補償が、いろいろな事情によりまして、非常に時期が遅れて参つておりました。そのことがいふ／＼と派生的なむずかしい問題を惹起しておるようになりましても、この法律に基くところの補償がすみやかに実施せられますれば、いふ／＼困難な諸問題も比較的円滑に処理できるのではないかと考えますので、この関係予算の運用の問題につきまして、政府の特に大蔵省の御配慮を願ひたいと思ひのであります。それは関係予算の所管を大蔵省がおやりになることにつきましては、異存がないわけでありませうが、その運用の面におきまして、調達庁が現在総合的、全般的にこの補償関係を所管いたし、各省と折衝してその衝に當つておりますので、でき得

れば、四半期ごとにくを調達庁の方に与えまして、そして補償が迅速に行われますように運んだらどうか、こういう考えを持つておるのであります。政務次官はいかような御所見を持つておられますか、お尋ねしたい。

○愛知政府委員 たいいのお尋ねは、私はごもつともだと思ひます。これは調達庁と大蔵省との間の仕事のやり方といたしまして、もし調達庁の方で、そういうことの方が迅速であるというところでございませうれば、四半期なり、あるいは二箇月分なりというやうなもの予算の移しかえを、大蔵省としては、やつて一向さしつかえないことだと考えております。

○田口委員長 この際小委員及び小委員長の補欠選任についてお諮りいたします。先般志賀健次郎君及び白浜仁吉君がそれ／＼委員を辞任されまして、その後両君が再び委員に選任されおりました。その結果、両君が従来担当しておりました小委員及び小委員長が欠員となつておりますので、この際その補欠選任を行いたいと存じますが、これは選挙の手續を省略し、委員長において、従前通り志賀健次郎君を水産金融に関する小委員、漁業制度及び水産資源の保護増殖に関する小委員に、また白浜仁吉君を公海漁業及び水産貿易に関する小委員漁業制度及び水産資源の保護増殖に関する小委員及び同小委員長にそれ／＼指名いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次会は公報をもつて御通知いたします。

午後零時三十七分散会

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局